

首都圏等の飲食店における「みえの食」プロモーション等業務委託 企画提案コンペに係る参加仕様書

1 目的

コロナ収束後の交流人口の増加やインバウンドが拡大する中、飲食店等のニーズを的確に把握し、集客力および情報発信力の高い飲食店等と連携したフェアを開催することで、「みえの食」の認知度およびイメージの向上を図り、首都圏等のホテルや飲食店における県産品の活用を促進する。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 首都圏等の飲食店における「みえの食」プロモーション等業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

4,923,514円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

- (1) 当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を1部提出すること。
- (2) 提出期限

令和6年10月24日（木）12時必着（期限厳守）

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。また、電話にて到着を確認すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

(4) 結果通知

令和6年11月6日(水) 17時までに電子メール又はFAXにて通知する。

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「首都圏等の飲食店における「みえの食」プロモーション等業務委託提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀企画提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な取組についての提案を求めるものであり、実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀提案者との協議により、詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 企画提案コンペの審査項目

①目的適合性

・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

②企画性

・効率的かつ効果的な意向調査やイベントの実施に向け、多数の参加を促す工夫、県の魅力を伝える工夫、継続的な県産品の販路確保につながる工夫等が適格に講じられているなど、他社の提案とは異なる優位性、独自性が認められるか。

③実現可能性

・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウ、および様々な事業者等とのネットワークを有しているなど、本事業を一貫して実施できるか。

④業務遂行能力

・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。
・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

⑤経済性

・十分な効果が期待できる適正な見積もり、かつ費用対効果の高い内容となっているか。

(2) 企画提案書の審査

・企画提案資料の提出後、選定委員会においてプレゼンテーションを行い最優秀提案者を選定するものとする。
・ただし、応募者が5者を超えるなどの場合には、プレゼンテーションに先立ち、書類審査を行う場合がある。
・提出された企画案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを实

施する。

日時：令和6年11月14日（木）午後（予定）

- ・プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- ・プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に
令和6年11月13日（水）17時までに電子メール又はFAXで連絡する。

(3) 説明会

説明会は実施しない

(4) 質問の受付および回答

① 質問期間

令和6年10月18日（金）17時まで

② 質問方法

FAXまたは電子メールにより、文書で以下の問い合わせ先まで送付するものとする。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

③ 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算など内容等に関する質問は受け付けない。

④ 回答方法

令和6年10月22日（火）17時までに三重県ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 イノベーション促進班

(6) 企画提案書の提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。

*電子メール、FAX等での提出は受け付けない。

*郵送の場合は、電話にて到着確認を行う。

(7) 企画提案書の提出日

企画提案書の提出期限は、令和6年11月12日（火）12時までとする。

郵送の場合は必着のこと。

(8) 選定結果の通知

令和6年11月15日（金）17時までに通知する。

7 提出を求める企画提案資料の内容

下記の(1)から(4)までを1部とし、8部（正本1部、副本7部）提出すること。原則A4版、両面印刷（長辺側を綴じる）、文字サイズ12ポイント以上。目次を除き、両面30ページ以内とする。

(1) 企画提案書（任意様式）

提案書には、以下に示す項目について具体的に記載すること。

①首都圏等における飲食店等の意向調査

- ・意向調査の実施方法
- ・意向調査の実施対象となる施設の例示（10件以上）
- ・回答率を向上させるための工夫

②首都圏の情報発信力の高い飲食店における「三重県フェア」の概要

- ・会場となる店舗
- ・開催日程
- ・周知方法

(2) 見積書（任意様式）

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望金額に110分の100を掛けた額）とすること。契約金額は、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(3) 委託業務の執行体制（任意様式）

- ・業務実施スケジュール（工程表）
- ・業務実施体制

(4) その他の資料（任意様式）

- ・事業者の活動概要が分かる資料（法人の概要等）
- ・企画提案に関する有効な資料や、過去3年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者

若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により、同要綱第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不

当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

電子メール：foods@pref.mie.lg.jp 担当：奥沢